

議第八十七号

徳山ダム上流域の山林の取得について

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得（共有持分の取得を含む。）をするものとする。

令和三年六月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 所在地 揖斐郡揖斐川町徳山字磯谷一〇一七番一ほか四五筆
- 二 取得予定面積 一、一七二、二六〇・一三平方メートル（うち、共有持分の取得に係る山林の面積は、一、〇六九、八三九・一三平方メートル（共有持分の取得に係る山林の筆ごとの面積に当該筆に係る県が取得する共有持分の割合を乗じて得た数に相当する面積の合計は、八七、〇九〇・四四平方メートル））
- 三 所有者 江口知孝ほか一三名
- 四 取得予定金額 二〇、六三九、三五九円
- 五 取得の方法 買収